

令和7年8月25日 開 会

令和7年8月25日 閉 会

第27回 総 会 議 事 録

十日町市農業委員会

第27回十日町市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日（月）午後2時00分から午後2時50分

2. 開催場所 十日町市役所 保健センター 3階 集団指導室

3. 出席委員

①農業委員 24名

会 長 8番 村山 隆義

会長職務代理 7番 古高 悟

1番 南雲 正隆	9番 田村 実義	15番 佐藤 三代治	21番 根津 徳男
2番 村越 益男	10番 村山 浩一	16番 児玉 芳洋	22番 福嶋 恭子
3番 樋口 則雄	11番 近藤 元	17番 樋口 正州	23番 村山 太郎
4番 富井 公一	12番 高橋 清一	18番 北村 公太郎	24番 吉楽 広志
5番 岩田 稔	13番 佐野 幸男	19番 菅井 太一	
6番 長谷川 東	14番 高橋 松雄	20番 若井 君男	

欠席委員：なし

②推進委員（招集委員 1名）

20番 内山 浩樹			
-----------	--	--	--

欠席委員：なし

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について（2件）

報告第2号 農地転用事実確認願いについて（4件）

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて（2件）

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（15件）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（2件）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）

日程第 4 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

- 議案第 4 号 ・新 規 (5件)
・再設定 (12件)

日程第 5 十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議案第 5 号 十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

その他

5. 農業委員会事務局職員

本 局 局 長 小林 成樹	中 里 事 務 所 主 査 上村 知誉
本 局 農地係長 柳 秀人	松 代 事 務 所 主 査 高橋 千春
本 局 主 査 田村 聡子	松之山事務所 副 参 事 相澤 正和
川西事務所 主 査 角張希美子	

6. 会議の内容

別紙の通り

6. 会議の内容

村山議長 それでは、これより第27回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、全員出席ということでございますので第27回総会が成立することを宣言いたします。

次に、「議事録署名委員の選出」でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、それでは指名させていただきます。

第27回総会議事録署名委員は、7番委員と9番委員ご両名からお願いいたしたいと思います。あわせて、記録は事務局に一任願えれば幸いですがいかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

続きまして、日程第2「農地法等の規定に基づく報告について」でございます。報告事項は第1号から第3号までございますが、全ての報告が終わりました後に、ご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしく願います。

では、事務局報告をお願いします。

事務局 **【報告第1号から第3号説明】**

村山議長 ただいま事務局から報告がございましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、では、次に議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」15件の申請が出ておりますので、これについてご審議いただきたいと思います。

では、事務局説明願います。

事務局 **【議案第1号、81番説明】**

村山議長 では、81番の案件につきまして担当委員説明願います。

15番 ただいまの案件については記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願いいたします。場所も確認してきました。以上です。

村山議長 81番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質

問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、では、82番説明願います。

事務局 【議案第1号、82番】

村山議長 では、82番の案件につきまして担当委員説明願います。

1番 20日に両者に電話で確認いたしました。記載のとおり間違いありません。よろしく願います。

村山議長 82番の案件につきまして担当委員より報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、では、83番説明願います。

事務局 【議案第1号、83番】

村山議長 では、83番の案件につきまして担当委員説明願います。

9番 18日に両者に電話で確認をいたしました。申請のとおり間違いのないということですので、よろしく願います。

村山議長 83番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、84番説明願います。

事務局 【議案第1号、84番】

村山議長 では、84番の案件につきまして担当委員説明願います。

4番 両者に確認したところ、記載のとおり間違いありませんでした。場所のほうも確認しました。よろしく願います。

村山議長 84番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、85番説明願います。

事務局 【議案第1号、85番】

村山議長 では、85番の案件につきまして担当委員説明願います。

15番 ただいまの案件は、記載のとおり間違いありません。場所も確認してきましたので、よろしく願います。

村山議長 85番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質

問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 では、86番説明願います。

事務局 【議案第1号、86番】

村山議長 では、86番の案件につきまして担当委員説明願います。

15番 ただいまの案件につきまして、記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願いします。場所も確認してきました。

村山議長 86番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、87番説明願います。

事務局 【議案第1号、87番】

村山議長 では、87番の案件につきまして担当委員説明願います。

13番 8月21日に電話にて譲受人に確認いたしました。譲渡人は体調が優れないということで耕作ができない状態であります。春作業から譲受人が耕作していましたが、契約が遅れたということでありました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長 87番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、88番説明願います。

事務局 【議案第1号、88番】

村山議長 では、88番の案件につきまして担当委員説明願います。

16番 20日に両者に確認しました。記載のとおり間違いはないということです。よろしくお願いいたします。

村山議長 88番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、89番説明願います。

事務局 【議案第1号、89番】

村山議長 では、89番の案件につきまして担当委員説明願います。

9番 18日に両者に電話で確認をいたしました。記載のとおり間違いはないというこ

とですので、よろしくお願いいたします。

村山議長 89番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、90番説明願います。

事務局 **【議案第1号、90番】**

村山議長 では、90番の案件につきまして担当委員説明願います。

18番 両者に確認したところ、間違いないということでした。よろしくお願いいたします。

村山議長 90番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、91番説明願います。

事務局 **【議案第1号、91番】**

村山議長 では、91番の案件につきまして担当委員説明願います。

4番 場所は、譲受人が新築した住宅に隣接している所です。両者に確認したところ、記載のとおり間違いありませんでした。現地のほうも見てきました。よろしくお願いいたします。

村山議長 91番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 よろしいでしょうか。では、92番説明願います。

事務局 **【議案第1号、92番】**

村山議長 では、92番の案件につきまして担当委員説明願います。

21番 22日に譲受人、譲渡人に確認したところ、記載の内容には間違いありません。場所はナカゴのグリーンパークに隣接する畑で、前の賃借人は20年ぐらい畑作、タバコ栽培をやっていたのですが、高齢のため十日町市に返却しました。そして今回、譲受人がこの土地を賃借したという内容でございます。以上、記載の内容には間違いございませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長 92番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようですので、では、93番の案件について説明願います。

事務局 【議案第1号、93番】

村山議長 では、93番の案件につきまして担当委員説明願います。

20番 両者は親子です。譲渡人の住所が蓬平となっていますが、実際は今、施設に入っています。それで元気なうちに生前贈与を何かなんでもしたいということで、子供に贈与という形になったそうです。よろしく願いいたします。

村山議長 93番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、94番説明願います。

事務局 【議案第1号、94番】

村山議長 この案件は私の担当でございますので説明します。この譲渡人からは、以前から農業委員会のほうに「自分の所有する農地を全部処分したいので譲り受けてくれる方を探してくれ」というような申し出がございまして、いろいろあった結果このような形になりました。

ずっと休耕と言いますか作付けされていなかった所が多いもので、一箇所については約1反歩の整備された農地で、そのほかについては、田ならしはしてあるんですが作付けが出来ていなかったというような所で、一括してこのような形で引き受けていただいたということでございます。以上です。

94番の案件についてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、95番説明願います。

事務局 【議案第1号、95番】

村山議長 では、95番の案件につきまして担当委員説明願います。

19番 両者電話で確認を取りました。記載のとおり間違いありませんので、よろしく申し上げます。

村山議長 95番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について15件の審議が終わりましたが、あらためてお諮りいたします。15件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでし

ようか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」2件の申請が出ておりますので、ご審議をいただきたいと思います。

では、事務局説明願います。

事務局 【議案第2号、7番説明】

村山議長 では、7番の案件につきまして担当委員説明願います。

11番 8月22日に事務局の担当と一緒に現地確認してまいりました。よろしくお願いいたします。

村山議長 7番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、8番説明願います。

事務局 【議案第2号、8番説明】

村山議長 では、8番の案件につきまして担当委員説明願います。

2番 8月18日に支所の担当と一緒に現地確認してきました。場所としては野口となっておりますが原田地区で、工務店から少し入った所になります。現在、家が道から20メートル奥になるんですが、それを現在の家の前の方に新築したいということでした。一部畑に引っかかってしまうので、分筆して転用したいということで、ちょうど本人がいらっしゃいまして、本人にも確認できましたので、よろしくお願いいたします。

村山議長 8番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 では、農地法第4条の規定による許可申請について2件の審議が終わりましたが、あらためてお諮りいたします。この2件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」3件の申請が出ております。これについてご審議をいただきたいと思います。

では、事務局説明願います。

すみません、取り消しがありましたので2件でございます。失礼しました。

事務局 【議案第3号、34番説明】

村山議長 では、34番の案件につきまして担当委員説明願います。

24番 19日に市職員の方と現地確認をしてまいりました。今ほど話がありましたように越後田沢駅から津南方面に100メートルくらい行った所の住宅と住宅の間にある水田です。24日に両者に電話で確認をいたしました。記載のとおり間違いありませんでした。よろしくお願いいたします。

村山議長 34番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では、36番説明願います。

事務局 【議案第3号、36番説明】

村山議長 では、36番の案件につきまして担当委員説明願います。

5番 8月19日に事務局と現地を確認してきました。8月21日に両者に電話で確認しまして、申請に間違いのないことです。よろしくお願いいたします。

村山議長 36番の案件につきまして担当委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、では議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について2件の審議が終わりましたが、あらためてお諮りいたします。この2件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」でございます。今月新規に5件、再設定が12件ございますので、これにつきましてご審議いただきたいと思います。

では、事務局より概要の説明についてお願いいたします。

事務局 【議案第4号説明】

村山議長 では、20番推進委員より確認報告いただきたいと思います。

推20番 番号が59から63の5件です。住所を見てもらえればわかると思いますが、ほ

ば隣接した場所になります。枝豆と蕎麦を交互に作っているような場所でした。譲受人、それから譲渡人の5名の方、双方に電話にて確認は済んでおります。記載のとおり間違いございませんのでよろしくお願いいたします。

村山議長 ただいま確認報告をいただきましたが、この案件につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますが、新規5件、再設定12件につきまして適当と回答いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

次に、「十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」でございます。これにつきましては、担当課の農林課にご説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

農林課 **【議案第5号説明】**

村山議長 ただいま担当課より説明がございましたが、これにつきましては前回一応各担当委員から報告いただいておりますので、担当委員のほうで何かお気づきの点等ございますでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでしたら、また委員の皆様からご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、3番委員お願いします。

3番 ちょっとわからないところがあるので教えてもらいたいんですけど、一つ目は木落。図面の表示の仕方がね、地域が広ければ広いだけナンバリングっていうのはなかなか難しいんだけど。そのナンバーが、例えば木落であれば一つずつその整理番号に基づいて番号で振ってあるんだけど、ほかの地域はアウトに振ってある。それぞれコンサルかけてるから、そのやり方なのか。また全部その整理番号を入れることは無理なんだろうなってわかるんだけど、ちょっと統一したやり方じゃないなと思った次第なんです。まあ要するにコンサル任せなのか、その辺の考え方を。

それと二つ目のですね、下条の図面で見ると15ページの5番ね。結構大きな面積が入っていると思うんですけど、先ほどおっしゃったこの前入ったこれだけの面積、なんでこれが今回その整理の仕方で外れてるのが、よく解せない

んですけど、その辺を教えてくださいかなと。

1 番目の表記の仕方はね、これはもうやむを得ない部分なんですけども、特に 2 番目の先般審議した内容とかなり表現方法も違うけれども、この短期間でそんな考え方になるのかなと思ったものですから。

その辺をもう少し詳しく説明いただければと思います。以上です。

村山議長 では、説明いただけますか。

農林課 1 番目のご質問から回答のほうをさせていただきます。木落のほうですが、こちらは農林課で作成をしております、図面等は特に外部委託とかはしてない形になります。今回、木落のところにナンバーを振らせていただいたんですが、この辺り結構水路とか道路がかなり多かったもので、図番を一つ一つ振らせていただいたような形になります。逆にまた黒沢地区とかですね、こちらはかなり地番が大きい形になります。こちらにつきましては、道水路のところは番号で振らせていただいているんですけど、地番のところはかなり複雑になってますので、ここは赤で示させていただいているような形になります。通常はこの赤の形で示させていただいているんですけど、どうしても道水路っていうのは地番が振られてませんので、土地改良区からいただいた図面を基に地番を振らせていただいているような形となります。

また、2 番目のご質問につきましては、前回から変更点があったのかというところで、ちょっとご説明が足りなかったので説明させていただきます。変更箇所としましては、別紙をご覧くださいと思うんですけど、付図番号 1 と 3 につきましては、表記の仕方をちょっと変更させていただきました。付図番号 1 は前回、十日町市木落 1667 番外 24 筆としておりましたが、今回外 4 筆および道水路と表記をさせていただいております。また、付図番号 3 番につきましても、伊達 3282 番、外 330 筆としてましたが、今回は外 230 筆および道水路と表記を変更しております。なお、どちらも資料 1 の表記のみ変えておりますので、これに伴う別紙 2 の説明資料等の変更はございません。また、ちょっと気にしていただいたところで、付図番号 2 番の山ノ下地区のところですが、過去すでに農用地区域の中に編入している箇所があったため、今回その重複箇所を削除させていただいたような形になります。それに伴って、資料一式をちょっと変更させていただいたような形となります。

15 ページの位置図を開いていただければと思います。こちらにつきましては、場所としましては北団地のエリア、ちょっと分かりづらいんですけど、上の

方に黄色で囲ませていただいたところですね。前は少し編入箇所があったんですけど、既に過去に農用地域に入れている場所がありましたので、今回このエリアは入れないような形になります。それと仰っていただいた5番のところですね。ここは南団地のエリア一帯を編入箇所としていたんですが、既にここも農用地域に入っている所がありましたので、今回編入箇所から削除させていただいたような形になっております。以上となります。

村山議長 ほかにご意見、ご質問ないでしょうかね。

特にないようでしたら、この十日町市農業振興地域整備計画の変更に対しての意見につきましては、異議なしと回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

村山議長 では、異議なしということで回答させていただきます。

それでは以上をもちまして、議案についてすべて終了いたしましたので、第27回総会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。